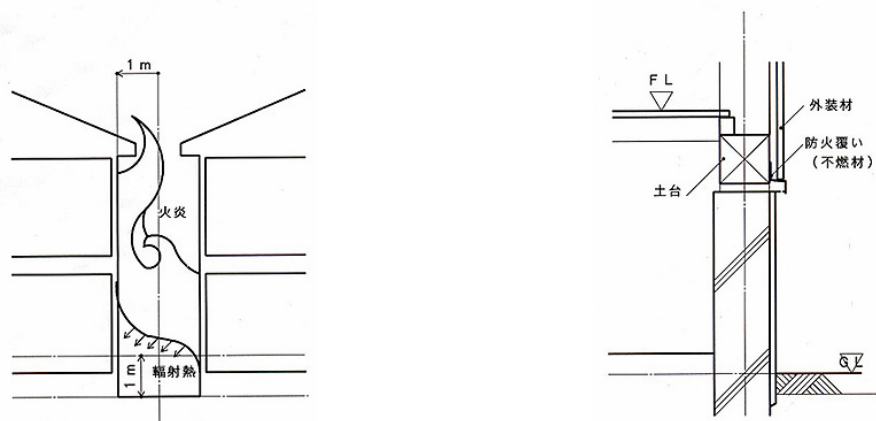


『キソパッキング工法の防火措置について』

準防火地域におけるキソパッキング工法の施工仕様について、建築基準法施行令第109条第3項に基づく措置として建設省住宅局建築指導課との事前協議の経緯と結果は次のとおりである。

昭和59年4月21日（建設省住宅局建築指導課防災担当の梅田氏及杉戸氏）との協議にて、キソパッキング工法の施工部分が準防火地域で法第2条第6項（延焼のおそれのある部分）に該当する場合、同法施行令第109条の第3項に基づく措置として「地面からの高さが1 m以下の換気孔に設ける防火設備として鉄板等の法定不燃材による覆いは2 mm目メッシュの金網に替えて有効である」との判断がだされている。



※床下換気孔における隣接からの延焼に対する防火措置としては、火災の動性上、地面から1 m以下の高さ部分については輻射熱に対する被熱対策が必要とされており、火災が直接床下換気孔を舐める状況は極めて少ないことから床下換気孔については、不燃材で造るか又は覆うことが防火措置として有効とされるのが建築基準法の示す主旨である。

通常よく見られる布基礎の立上り部分に一定間隔に設けられるスポット式の換気孔の場合は平常時の換気機能を阻害しないためを考慮して覆いに代わり金網による防鼠措置材をもって防火設備として認められている。

尚、住宅金融公庫の融資付き住宅の場合には換気孔の有効面積が 300 cm^2 /4M以上の要求を満足させることが必要となる。

城東テクノ株式会社

本社 マーケティング部 一級建築士

近江戸 征介